

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（国土交通省自動車局旅客課）

制 度 名	バリアフリー車両に係る特例措置の拡充		
税 目	自動車重量税		
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザイン（UD）タクシーについて、構造・設備基準に適合した車両の初回分の自動車重量税を免税</p> <p>【要望の内容】 一般貸切旅客自動車運送事業を営業者（貸切バス事業者）がその事業の用に供する自動車のうち、ノンステップバス及びリフト付きバスについて、自動車重量税の特例措置を拡充する。</p> <p>○貸切バス事業者が導入するノンステップバス 免税（新車新規登録時のみ） ○貸切バス事業者が導入するリフト付きバス 免税（新車新規登録時のみ）</p> <p>【関係条文】 ・租税特別措置法第 90 条の 13 ・租税特別措置法施行規則第 40 条の 6</p>		
	平年度の減収見込額		▲6 百万円
	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）
	（改正増減収額）	（	— 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する必要がある。</p> <p>総合的なバリアフリー化の状況については、旅客施設、建築物等の整備に対する補助等の支援、市町村が作成する基本構想の作成促進等により、目標達成に向けて着実に進んでいる。一方、構造等の制約により整備が困難な施設の顕在化、地方部への展開に対する要請などの課題もあり、バリアフリー施策は道半ばの状況にある。このため、平成22年度末にバリアフリー法に基づく基本方針を改正し、より高い水準の目標設定等を行ったところであり、当該目標の達成を目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を引き続き推進しているところである。</p> <p>このような状況の下、バス・タクシー事業については、地域住民の日常生活に不可欠な足としてサービスの維持・改善を図るとともに、人々の社会参加の確保や環境にやさしい交通体系の構築を図っていく必要があり、地域における社会的使命の重要性が益々拡大しているところである。</p> <p>本特例措置は、一定のバリアフリー車両について税制上の特例を設けることにより、ノンステップバス・リフト付きバスや福祉タクシー（UDタクシーに限る）の普及促進を図り、高齢者や障害者等の利便性・安全性を向上させることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>バリアフリー車両の導入は、公共交通事業者にとって費用がかさむ一方、直接的な需要増に結びつかない投資であるため、本特例措置により、バス・タクシーのバリアフリー化を推進する必要がある。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの円滑な実施に向けても、交通機関のバリアフリー化は重要な課題である。</p> <p>さらに、すべての国民が共生する社会の実現を目指し、更なるバリアフリー化を進めるため、平成30年通常国会において「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が成立したところである。この改正においては、ユニバーサル・ツーリズム推進のため、新たに一般貸切旅客自動車運送事業者が法の対象とされていることから、一般貸切旅客自動車運送事業者が導入するノンステップバスやリフト付きバスについても本特例措置の対象とすることにより、バリアフリー化を一層推進していく必要がある。</p>		
	今回 の 要 望 に 関 連 す	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>業績目標 16 車両等のバリアフリー化率</p>
		政策の達成目標	<p>(平成32年度末までの目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス 約70% ・リフト付きバス 約25% ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 約28,000台
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成33年3月31日
	同上の期間中の達成目標	<p>(平成32年度末までの目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス 約70% ・リフト付きバス 約25% ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 約28,000台 	

	政策目標の達成状況	(平成 28 年度末の達成状況) <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス 53.3% ・リフト付きバス 6.0% ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 15,128 台 																				
有効性	要望の措置の適用見込み	(平成 31 年度の適用見込み) <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス(乗合バス) 約 1,600 台 ・ノンステップバス(貸切バス) 約 150 台 ・リフト付きバス(乗合バス) 約 10 台 ・リフト付きバス(貸切バス) 約 70 台 ・UDタクシー 約 6,150 台 																				
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	バス・タクシーのバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多額の費用がかかる場所であるが、本特例措置を延長することにより、導入に対するインセンティブになることが見込まれる。																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	自動車取得税 <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス 取得価額から 1,000 万円控除 ・リフト付きバス 取得価額から 650 万円控除 乗車定員 30 人以上 取得価額から 200 万円控除 乗車定員 30 人未満 取得価額から 100 万円控除 ・UDタクシー 																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	地域公共交通確保維持改善事業：293 億円の内数(平成 31 年度要求) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業：78 億円の内数(平成 31 年度要求)																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	高額なバリアフリー車両の普及を促進するため、補助金の他に本特例措置により自動車取得者の負担軽減を図る。																				
	要望の措置の妥当性	公共交通機関のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかかるため、これらの整備を促進するためには、設備等の導入に対するインセンティブを与えることが必要であり、租税特別措置も含めた総合的な施策を講じることが相当である。																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ノンステップバス</td> <td>1,584 台</td> <td>1,902 台</td> <td>2,016 台</td> </tr> <tr> <td>・リフト付きバス</td> <td>1 台</td> <td>0 台</td> <td>0 台</td> </tr> <tr> <td>・UDタクシー</td> <td>77 台</td> <td>225 台</td> <td>2,833 台</td> </tr> <tr> <td>適用金額</td> <td>47 百万円</td> <td>57 百万円</td> <td>81 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用金額は MOTAS からの推計</p>		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	・ノンステップバス	1,584 台	1,902 台	2,016 台	・リフト付きバス	1 台	0 台	0 台	・UDタクシー	77 台	225 台	2,833 台	適用金額	47 百万円	57 百万円	81 百万円
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																		
・ノンステップバス	1,584 台	1,902 台	2,016 台																			
・リフト付きバス	1 台	0 台	0 台																			
・UDタクシー	77 台	225 台	2,833 台																			
適用金額	47 百万円	57 百万円	81 百万円																			
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																					

<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置は、事業者が高額なバリアフリー車両を導入する際のハードルを引き下げ、導入のインセンティブとして有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>(平成 32 年度末までの目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス 約 70% ・リフト付きバス 約 25% ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 約 28,000 台
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>(平成 28 年度末の達成状況)</p> <p>ノンステップバス 53.3%</p> <p>リフト付きバス 6.0%</p> <p>福祉タクシー(UDタクシー含む) 15,128 台</p> <p>ノンステップバス及びリフト付きバスは、通常の車両と比べて高価なことや、座席数が減少することなどが実績値が伸び悩んでいることの原因と考えられる。特にリフト付きバスについては乗降に時間が掛かり、定時運行が困難になるなどの課題がある。引き続き、バス事業者に対して支援制度の活用を働きかけていくことや、問題点を改良した新たなリフト付きバスが開発されたこと等により、実績は伸びるものと考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 24 年度 創設</p> <p>平成 27 年度 延長</p> <p>平成 30 年度 延長</p>